紀中地域森林計画書

(紀中森林計画区)

自 平成23年4月1日 計画期間 至 平成33年3月31日

(平成23年12月変更)

和 歌 山 県

• • • ۷

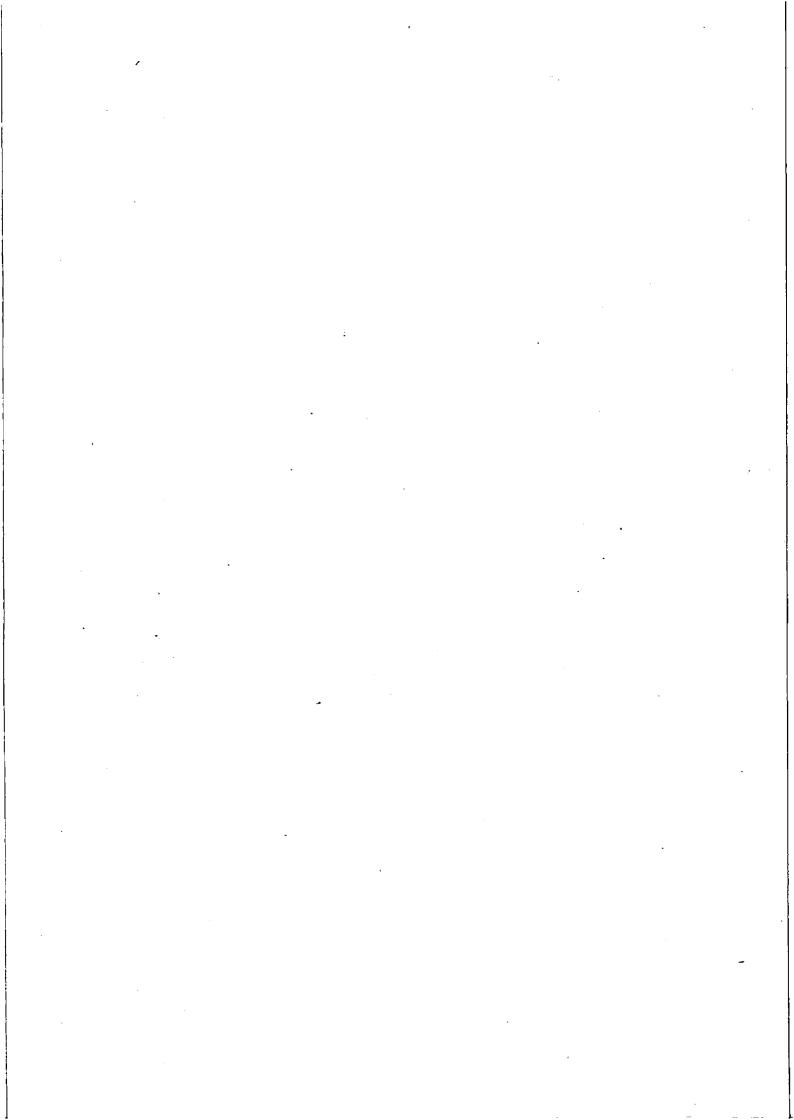
目 次

I	計画の大綱	1
т	計画事項	
第 1		1
第 2	2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関	する
	基本的な事項	
	(1) 森林の整備及び保全の目標	2
	(2) 森林の整備及び保全の基本的方針	3
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森	林資源 5
	の状況等	
2	2 その他必要な事項	5 <u></u>
第 3	3 森林の整備に関する事項	
1	1 森林の立木竹の伐採に関する事項	
	(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	6
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	7
	(3) その他必要な事項	7
2	2 造林に関する事項	
	(1) 人工造林に関する指針	8
	(2) 天然更新に関する指針	g
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関す	
	(4) その他必要な事項	11
3	3 間伐及び保育に関する事項	
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な	: 方法に12
	関する指針	
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	12
	(3) その他必要な事項	12
4	4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域に	:おける13
	森林施業の方法に関する指針	
	(2) 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の基準	望及び14
	当該区域における森林施業の方法に関する指針	
_	(3) その他必要な事項	14
Đ	5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
		15
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 作業システムの基本的な考え方	■及び15
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	:の甘木 :5
	(3) 始納整備と併せて効率的な緑外胞菜を推進する区場 的考え方	(ツ苺4)15
	(4) 路網の規格・機造についての基本的な素え方	16

	(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の	16
	所在及びその搬出方法	
	(4) その他必要な事項	16
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化そ	の他森林施業
	の合理化に関する事項	
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する	17
	方針及び森林施業の共同化に関する方針	
	(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	17
	(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関	17
	する方針	
	(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	18
	(5) その他必要な事項	18
第 4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	
•	(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	19
	(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意	
	すべき森林の地区	19
	(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要	
	のある森林及びその搬出方法	20
	(4) その他必要な事項	20
2	保安施設に関する事項	
	(1) 保安林の整備に関する事項	20
	(2) 保安施設地区に関する事項	20
	(3) 治山事業に関する事項	20
	(4) 特定保安林の整備に関する事項	20
,	(5) その他必要な事項	20
3	森林の保護に関する事項	
	(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	21
	(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	21
	(3) 林野火災の予防の方針	21
	(4) その他必要な事項	21
第 5	保健機能森林の整備に関する事項	22
第 6	計画量等	
1	伐採立木材積	23
2	間伐面積	23
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	23
4	林道の開設又は拡張に関する計画	24
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	27
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在	29
	及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	29

		•	
 6:	要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	29	
第 7	その他必要な事項		
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施	31	
;	の施業方法		

.



I 計画の大綱

平成23年1月11日公表の地域森林計画のとおり

II 計画事項

1. 地域森林計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は次のとおりである。

(単位 面積: h a)

[2	<u>x</u>	S.	}	面	積	備	考
*	X	数	τ	83,	0 3 1	△ 1 6 5 ha	現況が森林以外となったため
	有	田	市		6 5 9		
市	御	坊	市	1,	6 0 4		
町	湯	浅	町		7 5 7	△ 4 ha	現況が森林以外となったため
ا سا	広	Л	町	4,	9 2 4	△ 1 1 ha	現況が森林以外となったため
村	有	田川	町	26,	2 7 9	△ 14 ha	現況が森林以外となったため
別	美	浜	脚丁		5 9 9	△ 1 ha	現況が森林以外となったため
נימ	Ħ	髙	BŢ	2,	9 8 5		
内	由	良	BJ	1,	8 7 1	△ 3 ha	現況が森林以外となったため
訳	印	南	BŢ	7,	6 2 1	△ 20 ha	現況が森林以外となったため
I IV	み	なべ	町	8,	006	△ 1 0 8 ha	現況が森林以外となったため
	FI	高川	町	27,	7 2 7	△ 2 ha	現況が森林以外となったため

- (注) 1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する 区域内の民有林とする。
 - 2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
 - 3. 森林計画図は和歌山県庁及び有田振興局、日髙振興局に備え付け閲覧に供する。

第2 森林の整備に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、まず木材生産機能の高い地域においては、森林資源の充実を図ることとする。また、本計画区は地形急峻で降雨量も比較的多く、豪雨による災害が過去幾度か発生していることから、山地災害防止機能を重視した取り扱いが必要である。さらに、本計画区の、有田川、日高川等の上流の森林は、生活、農業、工業用水の水源であり、水源かん發機能に配慮した取り扱いが必要である。加えて、本計画区に、有田市、御坊市や、湯浅町、美浜町などの人口集中地が存在し、その周辺の森林では生活環境保全機能を発揮させる必要がある。また本計画区には、高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園、西有田県立自然公園、白崎海岸県立自然公園、煙樹海岸県立自然公園、城ヶ森鉾尖県立自然公園及び田辺南部白浜海岸県立自然公園の7公園が指定されており、これら周辺の森林については自然環境の保全とともに保健休養機能の維持増進に努める必要がある。

以上のことなどを勘案して、森林の有する木材等生産、水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・文化及び生物多様性保全の各機能ごとに、 その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

木材等生産機能・・・・・林木の育成に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な樹木からなる成長量の高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備され、効率的な森林施業が可能な森林とする。

水源涵養機能・・・・・・下層植生とともに根系の発達が良好であり、水を蓄える隙間 に富んだ浸透・保水能力が高い土壌を有する森林であって、 必要に応じて浸透を促進するような施設等が整備されている 森林とする。

山地災害防止機能・・・根系が深く、かつ広く発達している森林で、落葉層を保持し /土壌保全機能 適度の陽光が入ることによって、下層植生の発達が良好な森 林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設 等が整備されている森林とする。

快適環境形成機能・・・大気の浄化、風や騒音等の遮蔽能力が高く、かつ諸害に対す る抵抗力があり葉量の多い樹種によって構成されるなど快適 な生活環境を保全する森林とする。 保健・文化機能・・・・海岸・渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、 (生物多様性保全 自然とのふれあいの場として住民等に憩いや学びを提供して 機能を含む) いる森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション・

> 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風 致を構成している森林であって、必要に応じて風致のための 施設が整備されている森林とする。

教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。

原生的な森林生態系を保持し、学術的に貴重な動植物の生息、 生育に適している森林とする。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林・林業の振興、山村の発展及び県民の福祉の向上のため、森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮されるよう、育成単層林施業、育成複層林施業、 天然生林施業等の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を図る。具体的には育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、スギ等の花粉発生の抑制対策の推進等により、立地条件に応じた森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、適正な管理経営に欠くことのできない林内路網の整備に当たっては、林地及び自然環境の保全に配慮しつつ積極的に整備することとする。

さらに、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、市町村森林整備計画において、それぞれの森林の有する機能に応じて、(1)で掲げる機能の維持増進を図るべき森林に区分することとする。これらの区分ごとに望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林の整備及び保全の基本的な考え方等は以下のとおりである。

① 木材等生産機能

森林施業の推進に当たっては、効率的かつ安定的な木材資源の供給を基本とし、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備により、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

② 水源涵養機能

森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導を推進することを基本とし、伐採にともなう裸地化の縮小、分散化や天然力の活用により、水源涵養の機能を維持増進させる必要のある森林について、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の生長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

③ 山地災害防止機能/土壤保全機能

森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導を基本とし、長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、伐採にともなう裸地化の縮小、分散や天然力の活用により、山地災害防止や土壌保全の機能を維持増進させる必要のある森林について、根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の生長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

④ 快適環境形成機能

森林施業の推進に当たっては、地域の快適な生活環境の保全・創出を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、快適環境形成の機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する有効性・抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進することとする。

⑤ 保健・文化機能(生物多様性保全機能を含む)

森林施業の推進に当たっては、憩いと学びの場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、保健・文化機能(生物多様性保全機能を含む)を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生息・生育している森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進することとする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 森林の有する諸機能の発揮に対する要請、森林の構成等を考慮のうえ、多様 な森林の整備及び保全を計画的に推進する。

計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態等を施業区分別に以下のとおり定める。

① 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持させる森林。

② 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林と して人為により成立させ維持される森林。

③ 天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ維持させる森林。未立木地、竹林等を含む。

単位 面積:ha

	区 分	現況	計画期末
面	育成 単層 林	46, 007	(45, 210) 45, 490
祖	育成複層林	3, 612	(4, 290) 4, 310
損	天 然 生 林	32, 366	32, 370
	森林蕃積(m³/ha)	255	(281) 277

2 その他必要な事項

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林に対する社会的要請、施業制限の状況及び木材の生産動向等を勘案して、森林の有する公益的機能の発揮や森林生産力の維持増進に配慮することとする。

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、立木の伐採(主伐)を行う際の規範と して市町村森林整備計画において定められるものとする。

主伐時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を 踏まえ、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。

なお、人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する直径(期待径級)に達 した時期に行うものとし、次表を目安として定める。

樹	種	標準的	りな施業	体 系	主伐時期の目安
193	俚	生産目標	仕立方法	期待径級	土以時期の日女
ス	ギ	柱材	中庸仕立	2 2 cm	40年生
			密仕立	2 2 cm	40年生
		大径材	中庸仕立	3 2 cm	80年生
			密仕立	30 cm	80年生
ヒノ	#	柱材	中庸仕立	2 0 cm	4 5 年生
			密仕立	2 1 cm	50年生
		大 径 材	中庸仕立	2 9 cm	80年生
			密仕立	2 7 cm	80年生
マ	ツ	一般材	中庸仕立	2 1 cm	4 5 年生

(注) 1. 主伐時期の目安とする林齢は、大径材にあっては地位級が2、その他の 地位級あっては3の地域を基準とする。

2. 期待径級:胸高に相当する直径

伐採により発生する枝条等の処理については、降雨による流出及び後継樹等へ の生育障害等を防止するため、適切に処理を行うものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。なお、条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

① 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保の観点から、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散化に配慮するものとする。

林地の保全、落石・寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合、また、伐採跡地の連続性を回避する必要がある場合は、幅20m

の森林を保護樹帯として残置するものとする。

特に、転石等の堆積地で伐採により崩壊の危険性が高まる森林においては、 塊状の保護樹帯を設置することとする。

また、尾根筋や谷筋に生育している立木については、生物多様性の保全をはじめとする多面的機能の維持増進を図るため保残を図ることとする。

② 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採 する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体ではお おむね均等な割合で行うものとする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林 分構造に誘導されるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な繰り返し 期間及び伐採率により効率的な施業の実施を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、次表に示す林齢を基礎として平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとすること。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。

(単位/林龄:年生)

H				樹				種	
地	现	ス	#	ヒノキ	マ	ッ	クヌギ	その他針集樹	その他広葉樹
計画地	地域全域	3	5	4 0	3	5	1 5	5 0	20

(注)海布丸太等特殊材生産に係るものには適用しない。

(3) その他必要な事項

2 造林に関する事項

(1)人工造林に関する指針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の 気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、 施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものと する。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、木材の利用状況及び地域における造林種苗の需給動向等を勘案して定めるものとすること。

この場合、人工造林すべき樹種を定めるに当たっては、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとし、その際、多様な森林の整備を図る観点から、このような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意することとする。

また、次表に示す標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種が選定されるよう留意するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。

なお、造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

標準的な樹種

スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、コウヤマキ

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種については、次表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、それぞれの地域の実情に照らしてふさわしい多様な施業体系や生産目標を想定した、仕立ての方法別に定めるものとすること。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林化に係る施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、次表の植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断することとするとともに、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとする。

樹	種	仕立て方法	植栽本数(本/h a)	備考
		疎 仕 立	$2,000(1,500)\sim 3,000$	
ス	ギ	中庸仕立	4,000	
		密仕立	6,000	
		疎 仕 立	$2,000(1,500)\sim 3,000$	_
ヒノ	ノキ	中庸仕立	4,000	
_		密仕立	6,000	
クヌキコナラ	F 155		3,000~4,500	
コナラ	· 守		3, 000~4, 500	

注: () 書きの植栽本数については、単木的な処理等による効果的な飲害 防止対策が実施され、成林することが見込まれる場合に適用できる。

② 人工造林の標準的な方法

・ 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気 象害や林地の保全に配慮する観点から、等高線に沿った筋置とするなどの 点に留意するものとすること。

・ 植栽時期及び植付け方法

気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定 めるとともに、適期に植え付けるものとすること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

① 皆伐

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、第3の2の(3)で定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

② 択伐

択伐による伐採に係るものついては、林冠の再閉鎖を見込むことができないものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図ることとする。ただし、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌条件等の自然的条件、種子を供給する 母樹の存在や天然稚樹の育成状況、周囲の森林の状況等からみて、主として天然 力の活用により適確な更新が図られる森林において行われるものとする。

また、早期の更新が見込まれない森林については、天然更新補助作業等を行い、 確実な更新を図るものとする。

なお、更新が完了していない場合で、更新補助作業等を実施しても更新が期待 できない森林については、更新に必要な本数を植栽し、更新を確保するものとす る。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、気候、地形、土壌条件等の自 然的条件、種子を供給する母樹の存在や天然稚樹の育成状況、周囲の森林の状 況等を勘案して後継樹となり得る次表の樹種を参考に定めるものとすること。

なお、天然更新補助作業が必要な場合の対象樹種は、クヌギ、コナラ、ウバ メガシ等のカシ類を主体に定めるものとすること。

また、対象樹種は、天然更新を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整 備計画において定められるものとする。

対 象 樹 種

マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サ クラ類等の髙木性又は小髙木性の樹種

カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、 うち萌芽更新 シイ類、サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

① 天然更新すべき立木の本数

期待成立本数は1ヘクタール当たり10,000本とし、天然更新すべき 立木の本数については、天然更新すべき立木の本数については、草丈以上に 成長した対象樹種が概ね1ヘクタール当たり3、000本以上成立した状態 とすること。

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種更新については、気候その他の立地条件を勘案して、適期にかき 起こしを行うことを定めるものとすること。

萌芽更新については、萌芽の優劣が明らかになる頃に、萌芽整理を行うこ とを定めるものとすること。

ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類 の除去あるいはかき起こしを行うこと。また、発生した稚樹の生育促進する ための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うことを 定めるものとすること。

なお、天然更新の標準的な方法は、天然更新を行う際の規範として市町村 森林整備計画において定められるものとする。

③ 天然更新の完了確認方法

天然更新の完了確認については、森林法第10条の8及び第15条に基づ く届出を受理した者は、その届出の天然更新の方法に基づき適確な更新が図 られるいるかを現地確認するものとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される 場合にあっては、天然更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図る ものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

林地の荒廃を早期に防止するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年 度の初日から起算して伐採後5年以内に適確な更新を確保するものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林や天然稚樹の生育が期待できない森林 等であって、主に天然力によっては更新が期待できない森林について、個々に その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備 計画において定められるものとする。

(4) その他必要な事項

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、 次表に示す内容を基礎とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、林木の 競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法 その他必要な事項を定めるものとすること。また、森林の状況に応じて、高性能 林業機械の活用に適した伐採方法等、効率的な施業の実施を図ることとすること。

伐採により発生する枝条等の処理については、降雨による流出の防止等の観点 から、等高線に沿って整理する等の処理を適切に行うものとすること。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う 際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

樹種	生産目標	問	伐時	期(年	Ξ)	間伐率及び
197) 124	工生口饭	初回	2回目	3回目	4回目	間伐の方法
スギ	柱材生産	1 2	1 8	2 6	_	原則として人工林
^ +	大径材生産	1 1	1 6	2 4	4 0	林分収稜予想表を 利用
يدر ما	柱材生産	1 9	2 4	3 3	-	
ヒノキ	大径材生産	1 6	2 0	2 8	3 8	

- (注) 1. 平均的な地位における間伐の標準的な方法を示している。
 - 2. h a 当たり 4, 0 0 0 本植栽を標準としている。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な 事項を定めるものとすること。

なお、保育の標準的な方法は、森林の保育作業を行う際の規範として市町村森 林整備計画において定められるものとする。

保育の	樹種			3	£	施	4	Ę.	齢		•	口	娄	女		
種 類	彻 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1年	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20	• •
E VIL IA	スギ	1回	1	1	1	1		1								
下刈り	t/+	1回	1	1	1	1	1		1			ļ				
	スギ									1^	~2				_	
除伐	t/\$											1~2				
枝打ち														2		
林地尼培智起し等																

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について 具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

(3) その他必要な事項

4. 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案して公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法 に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林は、第2の1(2)に記載した「水源涵養機能」、「山地 災害防止/土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・文化機能(生物 多様性保全機能を含む)」を有する森林となり、それぞれ、水源の涵養の機能、 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保 健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とする。

また、区域内において上記機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮 に支障がないように配慮することとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 当該機能の維持増進を図るための森林施業の方法については、高齢級の森 林への誘導を推進し、伐期の間隔の拡大とともに皆伐に伴って発生する裸地 化の縮小・分散化を基本とする森林施業や、天然生林等の的確な保全・管理 を推進することとする。

具体的には、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森 林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、 伐採箇所の分散を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該機能の発揮が特に求められる森林については、常に一定以上の蓄積を維持する択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を推進するほか、複層状態の森林への誘導の際には、立地条件や国民のニーズ等に応じ、広葉樹導入による針広混交林化を考慮する。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において、当該機能の確保が可能な場合にあっては、伐採年齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業とすること。この場合、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散、伐採年齢の長期化を図ることとする。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、地域独自の景観等の維持機能の発揮が特に求められる森林については、

風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森 林施業を推進することとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

第2の1(2)に記載した「木材等生産機能」を有する森林が、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林となり、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林の資源状況、林道等の路網整備状況等地域の実情や、森林の一体性等も踏まえ、区域を設定するものとすること。

また、区域内において(1)の公益的機能別施業森林の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように配慮することとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

伐採、造林、間伐及び保育等の施業方法については、第3で定める森林の立 木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項及び間伐及び保育に関する基本的 事項によることとし、森林資源の保続及び効率的な森林整備を推進する観点か ら、森林施業の集約化と、主伐後の伐採跡地にはスギ・ヒノキ等を主体とした 木材生産に適した樹種を再造林するよう努めるものとすること。

なお、大径材の生産を目標とする場合にあっては、長伐期施業によることと し、原則として、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とすること とする。

また、林木の生長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、一定の蓄積を維持できるような生長量相当分を適切に間伐するものとすること。

(3) その他必要な事項

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道(林業専用道を含む。)等の開設及び改良に関する基本的な考え方 林道等の開設については、森林の適正な整備及び保全、効率的かつ安定的な森 林経営の確立、また山村の生活環境の整備などに向けて、森林へのアクセスの骨 格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道等について、計画的な整 備を促進する。

○基幹道路の現状 (H 2 3. 4. 1現在)

区分	路線数	延 長(km)
基幹路網	138路線	3 7 9 k m
うち林業専用道	_	_

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの確立 を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地形、地質、傾斜等の自然条件、森林 資源のまとまり等地域の特性等を勘案して、作業システム、路網密度その他必要 な事項を定めるものとすること。

なお、路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方は、効率的な森林施業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)
			基幹路網
緩傾斜地 (0°~15°)	車 両 系 作業システム	100m以上	20m以上
中傾斜地	車 両 系作業システム	7 5 m以上	20m以上
(15°~30°)	架 線 系 作業システム	25m以上	10m以上
急傾斜地	車 両 系 作業システム	60m以上	20m以上
(30°~35°)	架 線 系 作業システム	15m以上	10m以上
急峻地 (35°~)	架 線 系 作業システム	10m以上	10m以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域については、木材の搬出を 伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等、森林施業の効果的かつ効率的な実施や 将来持続的に森林経営が行われる区域とすることとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の規格・構造については、国及び県で定める基準及び指針等に基づき開設するとともに、生産目標や施業体系に基づく地域の作業システムを勘案して定めるものとすること。

特に、路面水等の流末処理については、分散させるとともに適切な処理を行い、 山地災害の未然防止に努めるものとすること。

また、地形、地質、傾斜等の自然条件等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮した規格・構造とすることとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出 方法 該当なし

(6) その他必要な事項

事業実施にあたっては、地形、地質、資源状況等の条件を考慮のうえ、効率的な位置及び線形等とするとともに、林道の開設及び拡張後の維持管理について適切に実施することとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業 の合理化に関する事項

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項の実施に当たっては、県、森林管理局、森林管理署、市町村、森林組合、林業経営者、素材生産・造林事業体、木材加工・流通事業体等を構成員とする、流域林業活性化協議会を通じて、生産・流通・加工に係る関係者の合意形成及び国有林・民有林の緊密な連携を図りつつ、以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林 施業の共同化に関する方針

本計画区の森林の所有形態は、5ha未満の森林所有者が80%を占めるなど、その保有形態は極めて小規模・零細であり、計画的な森林施業の実行確保が困難である。このため森林経営の計画化・合理化を促進し、適正な森林施業の実行確保を図るため、特に小規模林家や不在村森林所有者を対象に、意欲と実行力のある森林組合や林業事業体が中心となり、森林の経営の受委託等の働きかけを行い、森林の経営規模の拡大と施業の集約化を推進し、森林経営の改善を図るとともに、市町村、森林組合、林業普及指導員等を通じて、森林所有者等の協同による施業の確実な実施に努める。

なお、森林の経営の受託等を担う森林組合については、広域連携の促進や林業 事業体等との連携による態勢強化に努める。

また、施業の集約化に必要となる県で有する森林海等の情報については、県で 認定した事業体(和歌山県森林資源情報利活用認定事業体)に対して提供と助言 を行うとともに精度の向上に努める。

森林所有者、NPO及びその他団体等が共同して行う森林施業を推進するため、 施業実施協定の締結を促進するものとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

新規林業就業者の技能・技術習得のための研修はもとより、地域林業の中核的な担い手として森林組合を育成するため、長期的な経営計画のもとに合併等による自己資本の強化と執行体制の充実を図るものとする。また、労働力の安定的な確保を図るため「わかやま林業労働力確保支援センター」との連携のもと、雇用管理の改善及び経営の合理化を促進し、安定的な経営を行い得る事業体の育成に努め、更に林業に就業する者の定着を図るため、農山村地域における定住環境の整備や所得の向上を図り、UJIターン者をはじめ、林業就業に意欲を有する若達が新規参入しやすい体制を確立するものとする。

- (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
 - ① 高性能機械の導入

傾斜等地形条件、路網等の整備状況、施業体型等、地域の特性に応じて、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの実現を目指す。また、機械化の推進による労働環境の改善と青年の林業労務への参入を促進し、林業および山村地域社会の活性化を図るものとする。

林業機械の導入に当たっては、路網の整備状況が生産性に大きな影響を及ぼすことから林道・林業専用道・森林作業道を適切に組み合わせ、効率的な森林施業のための路網整備の重点化を図ることとする。同時に、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に努めるとともに、機械の稼働コストを低減するため、森林経営の受委託の促進による森林経営の規模拡大を図り、共同化・協業化を推進するなどして一年を通して安定した事業量を確保するものとする。また林業改善資金等の制度融資も積極的に啓発する。

② 機械作業システムの目標

地形、作業規模等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムの目標は次のとおりとする。

区	分	機械作業システム	主	要	機	械
緩斜地・作	作業規模小	髙性能多機能系	ハーベスタ			
傾斜地・作	作業規模大	髙性能大型架線系	チェーンソ [、] プロセッサ チェーンソ	又は	, ,	
傾斜地・作	作業規模小	簡易小型架線系	チェーンソ	•	ングヤー	- Þ →

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

① 木材流通体制の整備

流域を単位として計画的な木材生産を推進し、低コスト林業・集約化施業の 推進等により出材ロットの拡大を図る。また、素材生産者の安定供給と増産を 促進するため、積みおろし回数の削減や「せり売り」によらない販売方式の導 入等、流通経費の削減による素材販売収益の向上を図るとともに、素材生産業 者の組織化や民有林・国有林が一体となった安定供給システムの確立を目指す。

② 木材加工の合理化

地域の実情に応じ、森林所有者、森林組合を中心とした川上組織と製材所、 木材協同組合等の川下組織とが連携した木材の安定的取引関係の確立を図る。

また、需要者のニーズに即した品質や性能が明確で市場ニーズに柔軟に対応するため、得意分野をもつ中小製材企業のグループ化による加工分業体制の構築、含水率や強度等の性能表示、JAS認定工場の取得促進等、体制整備を図るものとする。

③ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、流域活性化協議会を活用するなど、 地域材の産地化形成の推進等について地域の関係者の合意形成に努めるものと する。

また、森林組合等事業体で組織する木材安定供給協議会が、製材所等の原木 供給要請に対応するとともに、原木の出荷量の調整などを図るために一元的に 情報の収集・発信を行うこととする。

(5) その他必要な事項

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
 - (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

本計画区の地形は、全般的に谷密度が大きく、雨水の集中流下する箇所が多い。 特に奥地山間部は起伏量が大きく、かつ、急傾斜地が多いので降水による土砂の 流出や崩壊が生じやすい。降水量は本計画区奥地の清水などで年間1,900mmを超え ている。

このような地形、気象等の自然的諸条件下にあっては、土地の形質の変更には 細心の注意が必要であり、土石の切取り、盛土等に当たっては法面勾配の安定を 図るとともに崩壊を起こさないよう必要に応じ法面保護のための緑化工、土留工 等の施設を設置するものとする。

また、水の適切な処理のための排水施設は、放水断面を十分にとり水質悪化のおそれがある場合には沈砂池又は遊水池を設けるとともに、下流の諸施設に影響を与えないよう安全堅固なものとする必要がある。

土地の形質の変更にあたっては、変更の態様、自然的、社会的諸条件、実施すべき施業の内容等勘案して、実施地区の選定を十分検討し緑地の保存に留意した ^と 土地の保全が図られるよう適正な諸措置を講ずるものとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 (単位/面積: h a)

	所		在	•		積	留意すべき事項	備	考
ī†:	ī 町 村	t	地	区	面	惧	田息りへき争攻	1VATI	75
市	有 田	市				156	森林の施業及び土地 の形質の変更に当た		
''	御坊	市				718	の形質の変更に当た って水資源のかん後 、土砂の流失、崩壊		
町	湯 浅	町				342	防止に留意すること		
村	広 川	町			3,	453			
173	有田川	町			20,	981			
別	美 浜	町				339			
内	日高	町			1,	127			
ry	由良	町			1,	006			
訳	印南	町			3,	577			
	みなべ	町			4,	393			
	日高川	町			23,	922			
	計				60,	014			

(注)森林の箇所別明細は森林簿による。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及び その搬出方法

(単位/面積: h a)

	区 分	森林の所在	面	積	搬	出	方	法
総	数							
市町村	-	該当なし						
村								

(4) その他必要な事項

なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の機能を発揮 させる必要のある森林については、保安林に指定するとともに、その森林の保全 と適切な管理を推進することとする。

(2) 保安施設地区に関する事項

森林の有する公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林については、保安林に指定し、適切に保全・管理する予定であるため、保安施設地区の指定は行わないこととする。

(3) 治山事業に関する事項

山地に起因する災害の防止や水源地域の機能強化のため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備や渓間工、山腹工等の治山施設を計画的に整備することとする。

なお、整備にあたっては、各種機能を損なうことのないよう、地形、地質等の 自然条件等地域の特性に応じて、現地発生材の積極的な活用等、環境負荷の低減 に配慮した構造とすることとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

要整備森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育 状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森 林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件林道等の整備状況、指定施業要件の 内容、当該地方の林業技術水準からみて森林所有者等に造林等の施業を実施させ ることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると 見込まれるものを対象森林とするものとする。

(5) その他必要な事項

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林の持つ多面的機能を阻害する、マツノマダラカミキリ、スギノアカネトラカミキリ、カシノナガキクイムシ等の森林病虫害を防止・軽減するために試験研究機関と連携を保ちながら、地域の林業普及指導員の指導のもとに積極的に防除を行うとともに、被害跡地については早急にその復旧を図る。

昭和33年頃より猛威を振るった松枯れ被害は、薬剤散布や伐倒駆除等の防除 事業により拡大防止に努めた結果、昭和54年をピークに、57年頃から鎮静化 に向かい被害量は減少した。しかしながら、今なお被害が見られることから適確 な防除と健全な松林の整備に努める。スギ、ヒノキの材質を悪化させるスギノア カネトラカミキリ等の被害を防止するため、間伐・枝打ち等の適正な施業を実施 するよう啓発普及に努める。平成11年から紀伊半島南部を中心として被害が発 生したカシノナガキクイムシによるカシ類の集団枯損被害については、近年被害 が増加傾向にあり、今後の動向を注視しながら、蔓延防止等の今後の対応策を検 討していくこととする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

特に近年、植栽直後に被害が発生しているシカ、ノウサギ、カモシカ等の獣害を防止・軽減するために、防護施設の設置等、地域の林業普及指導員の指導のもとに積極的に防除し、森林資源の保続を行うものとする。また、市町村や試験研究機関と連携し、効率的な防除方法の研究を行うこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災は毎年10~20件発生し、貴重な森林資源を消失しており、その面積は10~20haに及んでいる。

森林利用の多様化に伴い、森林火災の増加が懸念されるので、防火標識等の設置や市町村と連携した広報車による地域住民への普及啓発等を行い、山火事の未然防止に努める。

また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととすること。

(4) その他必要な事項

凍害・干害・風害・水害等の気象被害や、森林レクリエーション等の林内入込み者の増加とともに立木の損傷や植物の採掘などの被害も発生している。これらの被害を未然に防止するため、森林所有者等による森林保全巡視等を適時適切に 実施するよう努めること。

また、間伐の未実施による森林の荒廃を防止するため、所有者に対し適正な施業の普及啓発を行うとともに、森林組合を核とした森林経営の受委託の促進、森林施業の集約化、管理の推進を図る。

なお、森林を対象とする開発行為については、国土利用計画県計画と整合を保 ちつつ、林地の適正な利用を確保するとともに、その開発に当たっては、林業に 支障を及ぼさないよう配慮し、災害の防止と自然環境の保全に留意することによ り、秩序ある開発によって県土の有効利用を図る。

第5 保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林 等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地 域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため 整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森 林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとすること。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとすること。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとすること。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高(その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高(既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高))を定めるものとすること。

3 その他必要な事項

第6 計画量等

1 伐採立木材積

(単位 材積:千m3)

127		総	数	(Ė		伐	間	伐	:
	分	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針 葉 樹	広葉樹
総	数	(2, 098) 2, 192	(2, 071) 2, 137	(27) 55	(582) 824	(555) 769	(27) 55	(1, 516) 1, 368	(1, 516) 1, 368	(0)
	前半5カ年 の計画量	(1, 074) 1, 073	(1,061) 1,051	(13) 22	(283) 323	(270) 301	(13) 22	(791) 750	(791) 750	(0) 0

()内は変更前、裸書は変更後

2 間伐面積

(単位 面積:ha)

区 分	間 伐 面 積
総数	22,800
前半5カ年の計画量	12,500

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積:ha)

区分	人工造林	天然更新
総数	(1, 440) 2, 386	(730) 773
前半5カ年の計画量	(720) 1,074	(350) 343 _.

()内は変更前、裸書は変更後

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(単位/延長:m 面積:ha 材積:m³)

				(単位/ 延長:	111 HI TE	:ha	材模:	111 /	
開設/拡張	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延 長 及 び 箇所数	利用区域面積	前半 5カ年の 計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		広 川 町	箕谷	1,000	171		1	
"	"		11	坂本川	1, 600	131		2	
"	II		11	広川支	1, 500	85		3	
ı,	II .		11	白馬	1, 800	5, 972	0	4	
			計	4 路線	5, 900	_			
開設	自動車道		有田川町	中原三瀬川	300	133	0	5	
II	11		II	峠上二澤	4, 400	314	0	6	
"	"		II	日物川境川	5, 000	214	0	7	
ı,	"		11	白馬半堂	2, 500	234		8	
ı,	"		II	上横谷	6, 100	147		9	
n,	IJ		JI	宇津々呂	4, 100	136		10	
"	11		II	三瀬川峠	3, 000	316		11	
"	11		n	峠宝形	1, 500	210		12	
"	. "		11	境川打井原	2, 100	128		13	
"	11		11	遠井大蔵	6, 500	350		14	
"	"		n	植木白馬	1, 800	438		15	
"	11		11	立伍	1, 300	233		16	
n	"		11	大鳴海山	9, 000	750		17	
"	11		n	糸川修理川	5, 600	224		18	
"	. 11		11	平畑	3, 050	198		19	
<u></u>			ਰ -	1 5 路線	56, 250				

____(単位/延長:m 面積:ha 材積:m³)

				(単位/延段)	111 EE 175	. II a	1910日:	111 /	
開設/拡張	極類	区分	位置(市町村)	路線名	延 長 び 箇所数	利用区域面積	前半 5カ年の 計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		みなべ町	東神野川木の川	1, 200	159	0	20	
ı,	11		"	大穂手	4, 450	574		21	
"	"		II	大久保	1, 250	226		22	
"	11		11	湯ノ川	900	77		23	
			11	4 路線	7, 800				
開設	自動車道		日高川町	株井白馬	2, 900	292	0	24	
n	11		"	瀬谷妹尾	250	407	0	25	
"	"		n.	新行	350	620	0	26	
"	11		"	日髙中央	3, 500	292	0	27	
H	"		11	西の川	4, 500	128		28	
n n	"		"	西原白馬	3, 000	331		29	
"	"		11	小山	3, 300	137		30	
"	11		11	小川城ヶ森	4, 000	749		31	
"	.		'n	北谷支	500	79		32	
"	"		"	滑谷	500	65	-	33	
"	11		ıı	柿谷	1, 500	51		34	
"	"		"	中庄	1,000	169		35	
"	"		11	北又	800	70		36	
"	11		11	小畑谷	1, 500	135	_	37	
n	11		11	田ノ尻	500	60		38	
"	11		"	尾名谷	800	50		39	
"	11		"	瀬谷	1, 000	116		40	
11	11		"	桜谷	500	30		41	
11	11		"	井の谷	500	42		42	
"	11		11	尾曽白馬	5, 000	510		43	
"	11		11	佐井後山	1, 500	74		44	

(単位/延長:m 面積:ha 材積:m³)

開設/拡張	種類	区分	位 置(市町村)	路線名	延 長 延 び 箇所数	利成極	前半 5カ年の 計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		日高川町	西原上滝本	500	19		45	
"	"		!/	坂本後山	2, 300	100		46	
"	"		<i>II</i>	樅ノ木	4, 000	533		47	
"	,,	-	ı,	高瀬猪谷	3, 000	237		48	
11	"		<i>"</i>	中ノ峪峰越	2, 700	291		49	
n	"		"	串谷	4, 100	550		50	
"	"		II	八軒道	3, 000	186		51	
-#	11		n .	戸瀬谷	4, 000	232		52	
n	"		ıı .	黒沼谷	800	46		53	
			計	3 0 路線	61,800				
			合 計	5 3 路線	131, 750				
拡張	改良		広 川 町	白馬	1,500	5, 972	0	4	
"	"		"	小鶴谷	1, 100	128	0	54	
			計	2 路線	2, 600				
拡張	改 良		日高川町	川合湯ノ又	1, 200	1,554	0	55	
n	改良舗装	-	<i>II</i>	滝の上八斗蒔	10, 300	601	0	56	
n	jj		"	小谷	7, 600	464	0	57	
n	"		"	八軒道髙津尾川	3, 300	277	0	58	
n	"		"	出合白馬	3, 500	193		59	
			計	5 路線	25, 900				
拡張	改良舗装		みなべ町	東神野川木の川	5, 250	159		20	
	·		計	1 路線	5, 250				
			合 計	8 路線	33, 750				

- 5 保安林整備及び治山事業に関する計画
 - (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
 - ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位/面積: h a)

		面積		
保安林の種類		前半5カ年の計画面積	備	考
総数(実面積)	(34, 800) 34, 783	33, 183		
水源かん後のための保安林	(27, 855) 26, 666	25, 716		
災害防備のための保安林	(6, 567) 7, 791	7, 141		
保健、風致のための保安林	(773) 735	• 734		

()内は変更前、裸書は変更後

- 注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵袋のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。
- ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在 及び面積等

(単位/面積:ha)

115 125 /		森林の所	在	Ī	面 積	指定又は解除を	
指定/解除	種 類	市町村	区域		前半5カ年 の計画面積	相足又は解除を 必要とする理由	備考
指 定	水源のかん養	有田川町		85	45		
"	"	印 南 町		100	50		
"	11	みなべ町		100	50		
"	"	日高川町		200	100		
計				485	245		
指定	土砂流出防備	有田川町		27	15		
"	"	広 川 町	-	14	7		
"	"	印南町		50	25		
11	11	みなべ町		50	25		
11	"	日髙川町		400	200		
計				541	272		
指定	土砂崩壊防備	日高川町		10	5		
計				10	5		
合 計				1, 036	522		

	 	森林の種	海	,	 面		
指定解除	are des	#X 17 V 19	3. 	1		指定又は解除を	
解除	種 類	市町村	区域		前半5カ年 の計画面積	必要とする理由	備考
解除	水源のかん養	有田川町		1	1		
"	11	広 川 町		1	1	-	
n	ji	日髙川町		30	15		
計				32	17		
解除	土砂流出防備	有田川町		2	1	-	
"	11	御坊市		2	1		
"	"	印南町		20	10		
"	"	みなべ町		25	13		
"	11	日髙川町		5	3		
計				54	28		
解除	土砂崩壊防備	有田川町		3	2		
11	"	みなべ町		1	1		
"	11	日高川町		1	1		
計				5	4		
解除	潮客防備	印南町		2	1		
"	"	みなべ町		1	1		
計				3	2		
合 計				94	51		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 面積:ha)

種 類	指定施業要件の整備区分						
性 類 	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積		
水源かん袋のため の保安林	0	0	1, 111	1,627	1, 360		
災害防備のための 保安林	0	0	376	463	384		
保健・風致の保存 等のための保安林	0	0	0	8	6		
合 計	0	0	1, 487	2, 098	1,750		

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 (単位/面積: h a)

森	森林の所在		森林の所在		り所在		45 9		指定を必要とする	備考
市町	村	区	域	面積「		前半5カ年の計画面積	理由	WHI 45		
			該	当	な	L				

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林	の所在	治山事	業施行地区数	主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の 計画地区数	工"& 工、1里	VHI 49
有田市	初島	1	1	渓間工・山腹工・森林整備	
広 川 町	上津木 外	4	2	渓間工・山腹工・森林整備	
有田川町	字井苔 外	2 5	1 3	渓間工・山腹工・森林整備	
美 浜 町	和田	1	1	渓間エ・山腹エ・森林整備	
日高町	産湯	1	1	渓間工・山腹工・森林整備	
印南町	島田 外	4	2	渓間工・山腹工・森林整備	
みなべ町	西本庄 外	4	2	渓間工・山腹工・森林整備	
日高川町	寒川 外	2 5	1 3	渓間工・山腹工・森林整備	
合 計		6 5	3 5		

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期 別紙様式に記載する。

(別 表) 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期等

ı					-	•		
	題 考							
83	その他	必要な	展					
面積:ha	Ť	<u> </u>	<u>#</u>					
面積			時期		_			
単位			方法					
		その他	面積					
			種類					
•			時期	23年 唐末			1	24年末
			郑	形質不良木や地圧大性を開	なし、強用な	м. К. К.		
		跦	力	形質子	\$2 .7	% % %		
		线	面積	12. 10				23. 09
			種類	間伐			I	間伐
			時期					
		橅	方法					
		硃	面積					
	/時期		稚類					
	5法及0		時期		-		_	
	実施すべき施業の方法及び時期	*	方法					
	すべき	폪	面積 方法					
	実施		種類					
			面稍	12. 10			1	23. 09
			小班	<u>}</u>	}			
	森林	在	林班、小班	154-^- 9 4 5 7 8 10∼	13, 15~17		1	39-z-1 41-h-1
	備		· ·	12	13			- 2 3.
	整 (所	位 配	箱ノ上				上初器川
	闽	梅	中	Θ			1	<u></u>
-				匣				
		市町村		日高川				海田
	特定	#	X 文 字					水かん 日商川町

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 (単位 面積:ha)

16 WE	森林の所在	面積	施業	の方法	備考	
種 類	市町村区域	山 似	伐採方法	その他	1佣 45	
水源かん養	有 田 市	1	伐採種を定め ない	主伐は標準伐 期齢以上		
保安林	御坊市	1), t , ,	判師以上		
	湯 浅 町	1				
	広 川 町	703				
	有田川町	8, 850				
	美 浜 町	1				
	日高町	29				
	由良町	1				
	印 南 町	747				
	みなべ町	299				
	日髙川町	14, 242				
	小 計	24, 870				
土 砂 流 出防備保安林	有 田 市	15	部分皆伐若しくは択伐	主伐は標準伐 期齢以上		
例循床女称	御坊市	170		为用小公工		
	湯 浅 町	_				
	広 川 町	110				
	有田川町	1, 637				
	美 浜 町	_				
	日高町	12				
	由良町	_				
	印 南 町	586				
	みなべ町	602				
	日高川町	2, 789				
	小 計	5, 921				

種類	森林の所	在	aa: ≄k	施業	の方法	(±t: ±z.
1	市町村	区域	面積	伐採方法	その他	備考
土 砂 崩 壊 防備保安林	有 田 市		4	禁伐若しくは 択伐	択伐率は40 %以内	
I D WII TO A TH	御坊市		4		70 12 13	
	湯浅町					,
	広 川 町		_			i
	有田川町		90			
ļ 	美 浜 町			·		
	日高町		_			
	由良町		1			
	印南町		13			
	みなべ町		22			
	日髙川町		20			
	小 計		154			
その他の保安林	有 田 市		130	禁伐若しくは	択伐率は40	
体女体	御坊市		195	択伐	%以内	
	湯 浅 町		7			
	広 川 町		20			,
	有田川町		27			
:	美 浜 町		104			
	日高町		39			
	由良町		66			
	印南町		13			
	みなべ町		155			
	日高川町		16			
	小 計		772			
	合 計		31,717			

1 46 4 46	森林の所在		施業	の方法	備考
種類	市町村区域	面 積	伐採方法	その他	備考
砂防指定地	有 田 市	3	択伐若しくは 禁伐	土砂の採取等 は禁止	
	御坊市	19	录及	は衆北	
	湯 浅 町	2			
	広 川 町	13			
	有田川町	414			
	美 浜 町	19			
	日髙町	4			
	印南町	34			
	みなべ町	371			
	日高川町	382			
	小 計	1, 261		···	
国 定 公 園第 1 種	有田川町	30	禁伐もしくは 単木択伐	択伐率は10% 以内	
特別地域	小計	30		標準伐期齢 +10年以上	
国定公園第2種	有田川町	53	択伐もしくは 部分皆伐	択伐率は30% 以内、皆伐は	
特別地域	小 計	53	my a K	一伐区 2ha以内 標準伐期齢 以上	
	有田川町	766	特に定めない		
第 3 種特別地域	小 計	766		の維持を考慮して施業する	
県 立 自 然 公園第1種		10	禁伐若しくは 単木択伐	択伐率は10% 以内	
特別地域		15	TANK	標準伐期齢 +10年以上	
	有田川町	104		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	日高町	5			
	由良町	38			
	みなべ町	4			
	日髙川町	2			
	小 計	178			

- W-	森林の所在	- A	施業	の方法	film for
種類	市町村区域	伐採方法	その他	備考	
県立自然	湯 浅 町	3	択伐若しくは		
公園第2種特別地域	広 川 町	21	部分皆伐	以内、皆伐は 一伐区 2ha以内 標準伐期齢	
	有田川町	65		以上	
	美 浜 町	80			
	日高町	33			
	由良町	47			
	みなべ町	1			
	日高川町	511			
	小 計	761			
県立自然 公園第3種	有田市	54	特に定めない	全般的な風致 の維持を考慮	
特別地域	御坊市	2		して施業する	
	湯 浅 町	16			
	広 川 町	21			
	有田川町	506			
	美 浜 町	421			
	日高町	202			
	由良町	68			
	みなべ町	12			
	日髙川町	1, 980			
	小 計	3, 282			
自然環境保 全法による	有 田 市	1	禁伐若しくは 単木択伐	現状変更には 許可が必要	
県自然環境 保全地域特	印 南 町	4	T-NWW	HI 13 W 2013X	
別地区	日髙川町	67			
	小 計	72			
鳥獣保護法 による特別	日髙川町	25	禁伐若しくは 単木択伐	択伐率20% 以内	
保護地区	小 計	25	——————————————————————————————————————	201	

種類	森林の所在		- Ok	施業					
1型 規	市田	丁 村	区域	面	積	伐採方法	その他	備	考
文化財保護 法・県文化	湯	曵 町			3	禁伐若しくは			
財保護条例 による、史 跡、名勝、	有田	川町			2	単木択伐	許可が必要		
	由身	更			36				
天然記念物 に係る指定 地域	小	計			41				

平成22年4月1日現在

.

